

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト
業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市 こどもみらい部 こども家庭相談課

1 趣旨

本市では、子どもの教育格差の解消に向け、令和6年(2024年)9月から公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン及び株式会社三井住友フィナンシャルグループとの連携協定により「鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト」を実施しており、令和8年度における本プロジェクトの実施事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施しようとするものです。

本プロジェクトは、就学援助費受給世帯・生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、学習、スポーツ、文化・芸術活動、自然体験・社会体験等といった地域の多様な学びの場で利用できるクーポンを提供する事業であり、経済的困難を抱える児童生徒に学びの機会を保障し、一人ひとりの可能性を広げるとともに、これらの学習や体験活動支援を通じ、支援が必要な児童生徒を早期に発見し、行政や地域の適切な支援機関や支援者につなげる仕組みをつくることにより、児童生徒に対する地域の支援体制の強化を図ることを目的としています。

なお、連携協定では、クーポンに要する費用の負担を株式会社三井住友フィナンシャルグループが担うこととしていましたが、資金の提供が令和7年度で終了することから、これまでの成果を踏まえ、令和8年度においては市事業として本プロジェクトを再構築し、継続実施するものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託

(2) 業務内容

別紙「鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(4) 対象

本市における就学援助費受給世帯及び生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生までの児童生徒

(なお、就学援助世帯の認定は当該年度の6月中旬～下旬頃となるが、4月から認定までの間は前年度の認定状況を基にクーポン配布可否を判断することとします。)

なお、クーポン発行見込児童生徒数は次のとおり。

小学生約100人

中学生約155人

(5) 事業費限度額

本業務における事業費限度額は31,019,285円(消費税及び地方消費税を含む。)です。

事業費におけるクーポン発行額は23,632,000円を見込んでいますが、事業費限度額内であれば、23,632,000円を超えたクーポン発行見込額を提案することができます。

なお、業務委託後の実績において、クーポン利用実績額が発行見込額を下回った場合は、その差額を精算することとします。

その他、本件は、令和8年度予算議決前の準備行為として実施するもので、議会において予算の減額又は削減があった場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失い、契約を締結いたしません。

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市こどもみらい部こども家庭相談課

所在地:〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話:0467-61-3897

メールアドレス:k-sodan@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kosodate/enpower.html>

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けます。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) クーポン発行業務の実績を有すること。
- (2) 教育、福祉等に関する専門資格を有するもの又は教育及び福祉(子育て支援・生活困窮者支援等)の業務に3年以上従事した経験を有する者がいること。
- (3) 事業費限度額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (8) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (9) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。

6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和8年(2026年)2月12日(木)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込	令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月20日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時までにこども家庭相談課に持参するか、郵送(令和8年2月20日(金)必着)で提出してください。
質問の受付(電子メール)	令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月17日(火)午後5時まで ※メール送信後、こども家庭相談課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和8年2月19日(木)までに本市ホームページ上で公開します。

提案書等の提出 (電子メール)	令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月27日(金)午後5時までに、こども家庭相談課宛て電子メールにて提出してください。
プレゼンテーション	令和8年(2026年)3月23日(月)午後を予定
結果通知	令和8年(2026年)3月24日(火)(予定)までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください(各1部)。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1)
②	業務経歴書	指定様式による(様式2)
③	誓約書	指定様式による(様式3)
④	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

(1) 受付期間・提出方法

令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月20日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時までにこども家庭相談課に持参するか、郵送(令和8年2月20日(金)必着)で提出してください。

(2) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、参加申込をしていただいた全ての事業者へ令和8年(2026年)2月24日(火)までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式4)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月17日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、こども家庭相談課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後、こども家庭相談課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問合せ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及び回答の内容は、令和8年(2026年)2月19日(木)までに本市ホームページ上にて公開します。

回答を公表した旨については、公表時点で参加申込をした全ての事業者へ電子メールで通知します。

9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり、審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

(1) 提出期間

令和8年(2026年)2月12日(木)から令和8年2月27日(金)午後5時

(2) 提出方法

電子メールに添付して、こども家庭相談課へ提出してください。電子メールの表題は「提案書(事業者名)」としてください。メール送信後、こども家庭相談課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大きく(約15MB以上)送信エラーとなる場合は、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

(3) 提出書類

ア 正本(①～⑥を一式)及び副本(②～④を一式)とします。

イ 正本(①～⑤全て)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による。(様式5)
②	実施体制調書	指定様式による。(様式6)
③	提案書	任意様式(A4両面15枚・30ページまで) ※表紙・目次・間紙はページ数に含めない。 ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により 簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書(案)の4に示す業務内容について 具体的手法や工夫についての提案
④	業務工程表	任意様式による。 想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑤	見積書	任意様式による。 各業務の単価や費用や人件費の内訳がわかるように作成してください。
⑥	その他	会社概要のパンフレット等

(提出書類作成に関する注意事項)
日本工業規格によるA4の企画で作成してください。なお、⑥についてはサイズを問いません。

10 審査の基準及び選考方法

(1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者としますが、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は、見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同額の場合は選考委員会の合議により決定するものとします。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとします。また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を締結しません。

(2) プрезентーション実施予定日時

令和8年(2026年)3月23日(月)午後を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者に連絡するものとします。)

(3) プrezentation会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

(4) プrezentation出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーションは本業務を主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けないでください。

(5) プrezentationの方法等

20分以内のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中でも終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、こども家庭相談課に事前に連絡してください。

(6) プrezentationの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項目番号	審査内容	審査項目	配点	詳細配点		審査の視点
1	業務の実施体制について		15	5	(1)	業務の遂行に必要な人員体制が具体的に示されているか
				10	(2)	類似事業の企画・実施における実績が秀でているか
2	業務の内容と方法について	業務全体フロー	55	10	(1)	業務フローを理解し、全体管理を行う提案となっているか
		クーポン発行業務		10	(1)	電子クーポンを原則とし、インターネット環境のない利用者への柔軟な対応が提案されているか
				5	(2)	クーポン配付について、迅速で確実性のある提案となっているか
		利用者・参画事業者関連業務	10	10	(1)	利用者・参画事業者に対する広報・周知計画が具体的に提案されているか
				10	(2)	利用者・参画事業者の問い合わせ対応の万全な体制が具体的に提案されているか
		—		5	(1)	実効性があり適切で具体的な工程、スケジュールが提案されているか
				5	(2)	セキュリティ対策、リスクマネジメントが具体的に提案されているか。
3	提案全般について		25	10	(1)	これまでの本市の取組を把握したうえで、本事業の主旨を

					理解し、適切な提案が示されているか
		15	(2)		仕様書記載の業務内容及び業務方法について、参加事業者の特徴・強みを活かした独自の提案や追加の提案がされているか
4	業務の見積額	10	5	(1)	見積額が事業費限度額以内であることを前提に、その内容は適切で妥当性があるか
			5	(2)	本プロジェクトを実施する上で、利用者数の見込みを立て、クーポン発行に不足が生じない予算配分がなされているか
合計		105	-		

11 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和8年(2026年)3月24日(火)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約締結等

優先交渉権者との契約に当たっては、選定された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

また、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

契約結果については、本市ホームページで公表します。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかつた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかつた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があつた場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

14 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と発注者で契約内容の協議を行いますが、両者が合意に至らなかつた場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

なお、契約に当たっては、契約金額(概算)の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要となります。

15 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

- (2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申込の後に辞退する場合は、「辞退届(様式7)」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。

(様式 1)

公募型プロポーザル参加申込書

鎌倉市長様

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託公募型プロポーザルについて、
参加を申し込みます。

年 月 日

事業者名		
所在地		
代表者氏名		
担当部署		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
	担当者名	
事業者概要	設立	
	資本金	
	社員数	

【添付資料】

- ①業務経歴書（様式 2）及び関連業務実績のわかる契約書の写し等
- ②誓約書（様式 3）
- ③登記事項証明書

(様式2)

業務経歴書

番号	業務名	発注者	契約期間	業務内容	契約金額
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円

(注意事項)

- 1 : 業務内容については、その業務の概要・特徴などを含めた実績などについて記入してください。
- 2 : 本様式は、表の体裁（サイズ等）を変更して結構ですが、A4判1ページ以内で作成してください。
- 3 : 作成した事業者名を特定することが可能な内容の記述はしないでください。
- 4 : 本プロポーザル実施要領5(1)に規定する関連業務実績について、合計5件までの範囲で記入して下さい。

(様式3)

誓 約 書

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託公募型プロポーザルに参加するに当たり、関係法令等について認識の上厳正な手続きを行い、下記事項のすべてに該当する事業者であることを誓約します。

なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

記

- 1 「鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託公募型プロポーザル実施要領」に記載された参加資格を満たした事業者であること。
- 2 鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託業務委託履行期間中に、当該委託業務を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること。

鎌倉市長様

年　月　日

(提出者) 所在地

事業者名

代表者氏名*

印

*代表者氏名が自署の場合は押印省略可

(様式4)

質問票

年 月 日

事業者名			
所在地	〒		
担当者氏名			
担当者 連絡先	所属		
	電話番号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		

文書名又は項目	質問の内容

注1：質問票は、本プロポーザル実施要領3ページ8を確認の上、記載してください。

注2：質問受付期間は令和8年（2026年）2月12日（木）から2月17日（火）午後5時まで

注3：この様式に記入し、電子メールに添付して下記メールアドレスまで送信してください。

k-sodan@city.kamakura.kanagawa.jp

注4：質問に対する回答は、令和8年（2026年）2月19日（木）までに、鎌倉市ホームページで公開します。

注5：メールには、必ず件名「プロポーザルに関する質問（事業者名）」を入れてください。

(様式5)

公募型プロポーザル届出書

鎌倉市長 様

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり提案書等の関係書類を提出します。

提出書類

- 公募型プロポーザル届出書（様式5）
- 実施体制調書（様式6）
- 提案書（任意様式）
- 業務工程表（任意様式）
- 見積書（任意様式）
- その他（会社概要のパンフレット等）

年　　月　　日
(提出者) 所在地

事業者名

代表者氏名*

印

(連絡先) 担当部署
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

*代表者氏名が自署の場合は押印省略可

(様式 6)

実施体制調書

【配置担当者】

配置予定者	部署・役職	担当する業務	実務経験年数
	氏名		担当する業務に関連する 保有資格名・番号 ²
	所属種別 ¹		実績
管理責任者			年
	(参加事業者)		
担当者 1			年
	<input type="checkbox"/> 協力		
担当者 2			年
	<input type="checkbox"/> 協力		
担当者 3			年
	<input type="checkbox"/> 協力		

(注意事項)

- 1 : 所属種別については、協力事業者に該当する担当者は「 協力」の□にチェックを入れてください。
- 2 : 保有資格は、教育、福祉等に関する資格を記載してください。
- 3 : 記入した保有資格については、資格証等の写しを添付してください。
- 4 : 主たる業務を担う担当者について、作成してください。担当者の欄が足りない場合は、適宜追加してください。

業務を実施するに当たっての実施体制（体系イメージ等）を記載してください。協力事業者がある場合は、本市との契約を予定する事業者との関係や各事業者の役割が分かるように記載してください。

（注意事項）

1：実施体制（体系イメージ等）については、1ページ以内で作成してください。

(様式7)

辞 退 届

参加申込みを行った鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託公募型プロポーザルについて、次の理由により、参加を辞退します。

(辞退理由)

鎌倉市長 松 尾 崇 様

年 月 日

(提出者) 所 在 地

(代表) 事業者名

代表者氏名

印

(注意事項)

1 : 代表者氏名が自署の場合は押印省略可